

障がいグループホーム野駄の家利用契約書

「指定共同生活援助（外部サービス利用型）」

様（以下「利用者」といいます）と特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平（以下「事業者」といいます）は、利用者が、障がいグループホーム野駄の家（以下「事業所」といいます）において、事業者から提供される、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練給付内の共同生活援助（外部サービス利用型）（以下「グループホームサービス」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のおりけいやく（以下「本契約」といいます）を締結します。

事業者は、利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

本契約は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練給付内の共同生活援助について、利用者の地域における生活を支援し、事業者が提供するグループホームサービスの内容と利用者が支払うべき料金の関係を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとにグループホームサービスが提供されることを目的とします。

第2条（グループホームサービス）

事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のグループホームサービスを利用者に提供するものとします。

第3条（契約期間と更新）

- 1 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。
- 2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について訓練給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。ただし、契約期間満了日の30日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による解約の申し出があった場合、または、第14条もしくは第15条

により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

第2章 サービス計画

第4条 (個別支援計画の作成・変更)

- 1 事業者は、利用者の個別支援計画を作成し、これにもとづいたグループホームサービスを提供するものとします。
- 2 前項の個別支援計画について、事業者は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとします。
 - (1) 利用者の解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、外部サービス利用型グループホームサービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を作成します。
 - (2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し内容の確認並びに記名捺印を受けるものとします。
 - (3) 個別支援計画に基づくサービスの提供の現況等については、少なくとも6か月に1回、もしくは利用者の要請があった場合には調査・評価するものとします。
 - (4) 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合は、利用者との協議して、計画を変更することとし、その内容を記した書面を利用者交付・説明し、内容の確認並びに記名捺印を受けるものとします。

第3章 外部サービス利用型グループホームのサービス内容

第5条 (サービスの内容)

事業者は、次のサービスを提供するほか必要な援助を提供します。

- 1 基本サービス
サービス計画の作成、契約者の安否確認、契約者の生活相談等。
- 2 受託居宅サービス
入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話など。
- 3 事業者が委託する指定居宅サービス事業者及び利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」のとおりです。

第4章 利用料金

第6条 (利用料金)

- 1 事業者は、グループホームサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

- 2 利用者は、グループホームサービスの対価として市町村が定める定率負担額及び訓練給付費対象料金を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、本人の希望による訓練給付費対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。
事業者は、訓練給付費対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改定することができるものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨記載するものとします。
- 4 第2項及び第3項の利用料金の内、月を単位とするものについては、利用者が月の初日以外の日に該当サービスの利用を開始した場合、あるいは月の末日以外の日に終了した場合は、該当月の暦日数を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。

第7条 (利用料金の支払い等)

- 1 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月10日までに、前月の利用料の合計額を、請求書に明細を付して通知します。
- 2 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月20日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 3 訓練給付費対象外サービスでその費用が利用者個人の消費に係るものはその都度精算するものとします。

第5章 事業者の義務

第8条 (事業者の義務)

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師と連携し、利用者からの聴取・確認を行った上で、必要なサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、医師の指示によることなく身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
なお、こうした行為を行った場合には速やかに利用者代理人または身元引受人に報告するものとします。
- 4 事業者は、利用者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。ただし、グループホームサービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、利用者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

第9条 (守秘義務)

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、職員が退職後、在職中に知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことの内容に必要な措置を講じるものとします。
- 2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第6章 入居者の権利・義務

第10条 (利用者及び利用者代理人の権利)

利用者及び利用者代理人は、グループホームサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切なひととの通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること (苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。)

第11条 (利用者及び利用者代理人の義務)

利用者及び利用者代理人は、グループホームサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと

ただし、利用者又は利用者代理人が、生活支援や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって

おこるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づくグループホームへの立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること

第12条 (造作・模様替え等の制限)

- 1 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。
- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第7章 損害賠償

第13条 (損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。なお、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免できるものとします。

第8章 契約の終了

第14条 (契約の終了事由)

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由によりグループホームを閉鎖した場合。

- ③ 事業者の滅失や重大な毀損により、グループホームサービスの提供が不可能になった場合。
 - ④ 事業者が共同生活援助事業所の指定を取り消された場合または辞退した場合。
 - ⑤ 利用者又は利用者代理人が第14条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
 - ⑥ 事業者が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
 - ⑦ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受入れが可能となったとき
- ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。

第15条 (利用者の契約解除)

- 1 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、文書によりいつでも30日の予告期間においてこの契約を解除することができます。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。
 - ① 第13条第1項により、本契約を解約する場合。
 - ② 事業者が正当な理由なくグループホームサービスを提供しない場合。
 - ③ 利用者が医療機関等に入院し、30日以内に退院できる見込みがない場合、又は、30日を経過しても退院できないことが明らかなる場合。
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が、第8条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合

第16条 (事業者の契約解除)

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、以下の事項に該当する場合には、適切な予告期間（概ね30日）において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2項を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 利用者及び利用者代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要がある場合
- ④ 利用者が医療機関に入院し、30日以内に退院できる見込みがない場合、又は、30日を経過

しても退院できないことが明らかなる場合。

- ⑤ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の生活支援ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第17条 (退去時の援助及び費用負担)

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、利用者の希望により、利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のための以下の援助を速やかに行うものとします。

なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

- ① 適切な医療機関または指定介護老人福祉施設等の紹介。
- ② 他のグループホーム等の共同生活援助事業者の紹介。
- ③ その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介。

第18条 (残置物の引渡し等)

- 1 事業者は、本契約が終了した後において、利用者の残置物がある場合、利用者、または利用者代理人等にその旨を連絡するものとします。
- 2 利用者または利用者代理人等は、前項の連絡を受けた後、2週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、利用者または利用者代理人等が残置物を引き取らない場合は、適当なものに委託して、当該残置物を利用者または利用者代理人等に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しにかかる費用は利用者または利用者代理人等が負担するものとします。

第9章 その他

第19条 (苦情解決)

- 1 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情等に対して、相談・苦情等を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。
- 2 事業者は、利用者または利用者代理人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

第20条 (身元引受人)

- 1 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません

ん。

なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

- 2 身元引受人は、本契約に基づき利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第21条 (合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第22条 (契約に定めのない事項)

体験入所でご利用の際も、この利用契約書に準じさせていただきます。

また、この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、障害者総合支援法その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の証として本契約書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その壱通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 (事業所の住所) 岩手県八幡平市野駄 18-90-4
(事業所の名称) 障がいグループホーム野駄の家
(事業所指定番号: 0321400103)
(事業者の住所) 岩手県八幡平市田頭 12-94-1
(事業者の名称) 特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平
(代表者の氏名) 理事長 高橋 和人 印

契約者氏名

利用者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

利用者代理人 (住所) _____

(氏名) _____ 印

身元引受人 (住所) _____

(氏名) _____ 印